

平成23年4月5日

## 宮内庁の「行政機関情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準」の一部改正

### 1 一部改正の経緯

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第5条により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項第2号中、「公文書館」が「研究所」に、「機関」が「施設」に改められ、同号が同項第3号とされたことから、宮内庁の「行政機関情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準」（平成13年3月28日付け宮内庁長官決裁）において、上記条文を引用している部分を改正するとともに、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）附則第6条により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第2条が改正され、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項第3号に規定する「政令で定める研究所その他の施設」が内閣総理大臣により指定されたことから、宮内庁の「行政機関情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準」において、当庁に係る「政令で定める研究所その他の施設」を記載している部分を改正し、併せて字句の修正を行い、平成23年4月1日から適用することとした。

### 2 一部改正の内容

第1行政文書該当性の判断基準（法第2条第2項関係）3歴史的資料等（法第2条第2項第2号）中「法第2条第2項第2号」を「法第2条第2項第3号」に、同(1)中「公文書館」を「研究所」に、「機関」を「施設」に、(2)中「書陵部」を「書陵部図書課（図書寮文庫）」に、「公文書館」を「研究所」に、「機関」を「施設」に、第2不開示情報該当性の判断基準等（法第5条関係）3個人に関する情報についての判断基準（法第5条第1号）(4)公務員等に関する情報について（法第5条第1号八）中「当該する」を「該当する」に改めた。

#### 【連絡先】

宮内庁長官官房秘書課調査企画室

電話：03-3213-1111(内線3766)